

微小粒子状物質（PM2.5）による大気汚染への対応について

本年1月以降、中国の北京市を中心に、深刻かつ広範囲な微小粒子状物質（PM2.5）等による大気汚染が発生し、国内においても西日本で一時的にPM2.5濃度の上昇が観測されたこと等により、この問題に対する國民の関心が高まってきた。

このような状況を踏まえ、2月に環境省において「微小粒子状物質（PM2.5）に関する専門家会合」が設置され、微小粒子状物質の濃度が上昇した場合における注意喚起のための指針値や濃度レベルに応じた行動の目安が示された。

しかし、地方においては、微小粒子状物質による健康への影響に関する情報が不足しており、注意喚起のための暫定的な指針に基づく注意喚起実施の際の行動の目安を含め、国民の不安を払拭するための十分な情報提供が困難である。

また、注意喚起実施の判断が自治体に委ねられているが、専門家会合で示された判断方法の精度が十分でないことから、適切な注意喚起の実施が難しい。

このような状況を踏まえ、次の事項について強く要請する。

1 国民へのきめ細かな情報提供

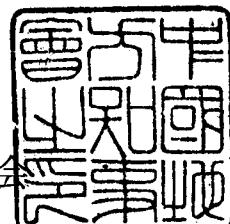
微小粒子状物質による健康への影響に関する国民の不安を払拭するため、健康影響に関する科学的知見の充実を図り、国民へのきめ細かな情報提供を行うこと。

2 注意喚起の正確性の向上

「注意喚起のための暫定的な指針」に基づく注意喚起について、全国の観測データの収集・分析に基づく、より精度の高い判断方法、効果的な周知方法を示すこと。

平成25年5月30日

中國地方知事会議



鳥取県知事	平井 伸治
島根県知事	溝口 善兵衛
岡山県知事	伊原木 隆太
広島県知事	湯崎 英彦
山口県知事	山本 繁太郎